

平成 1 8 年 6 月 1 2 日

大阪市長 關 淳一 様

大阪市個人情報保護審議会

会 長 中 川 喜 代 子

大阪市個人情報保護条例第 4 3 条に基づく不服
申立てについて（答申）

平成 1 7 年 4 月 1 4 日付け大ゆ第 3 0 0 2 5 号をもって諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 1 7 年 3 月 1 6 日付け大ゆ第 3 0 4 2 0 号により行った不存在による非開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 1 7 年 3 月 2 日、大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 1 7 年大阪市条例第 4 号）による改正前の大阪市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第 1 9 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「平成 1 2 年度以降現在迄〇〇公園の都市計画決定に関わって請求者との交渉経過等を担当助役がゆとりとみどり振興局からの報告を受けた事のわかる書類、指示を出した事があればその指示を出した事のわかる書類全部」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 不存在による非開示決定

実施機関は、本件請求に係る個人情報記録された公文書を保有し

ていない理由を次のとおり付して、条例第20条第1項に基づき、平成17年3月16日付け大ゆ第30420号により不存在による非開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

記

（説明）

「担当助役への報告は口頭で行い、また、担当助役からの指示を受けておらず、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないため」

3 異議申立て

異議申立人は、平成17年3月22日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法第6条第1号に基づき異議申立てを行った。

第3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

平成17年2月初め頃、〇〇公園都市計画決定区域内に土地を所有する異議申立人から担当助役と直接面談したい旨の要望が頻繁にあり、実施機関は異議申立人の要望を踏まえ、また同人が担当助役に対し直接架電する可能性も考慮し、事前に〇〇公園の都市計画決定に係る一連の経過と現在の状況、今後の方針等について情報提供しておく必要があると考え、報告を行ったものである。したがって、報告の主旨は異議申立人が直接架電する可能性があることを伝えることであり、報告に至った経過を含めて約10分間程度、特段の資料を用いず口頭で行った。

また、当該報告は事実経過を報告したにとどまるものであり、担当助役に判断を求めるものではなく、特段の指示を受けていないことから、文書を作成、取得していない。

なお、請求対象である平成12年度から平成16年度までは〇〇公園に関する都市計画変更は行っておらず、特段の文書作成を行っていないことは明らかであり、また、用地買収に係り担当職員が異議申立人と

交渉してきた経過については、保有個人情報記録されている公文書の全部を開示しているところ、同文書は担当助役に提出される性質のものではない。

第4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

市会でも取り上げられ、新聞において3度も大きく報道された〇〇公園の都市計画決定に関する報告を、何の資料も用いず、口頭で行ったとの説明は納得できない。

何らかの文書は存在するはずであるので、全部の開示を求める。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「条例」という。）の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件保有個人情報は存在するはずであるから本件決定を取り消し、全部開示すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件保有個人情報の不存在を理由とした非開示決定の妥当性である。

3 本件保有個人情報の存否について

- (1) 実施機関の説明及び異議申立人の陳述によると、異議申立人は、〇〇公園都市計画決定区域内に土地を有する地権者であって、以前より同土地の取得をめぐって実施機関と交渉してきた経過があり、平成〇年〇月大阪市会定例会において同計画の早期事業実施を求め陳情を行った。

さらに、実施機関によると、陳情後の平成17年2月頃、異議申立人から担当助役と直接面談したい旨の強い要望があったことを受け、担当助役への報告（以下「本件報告」という。）に至ったとのことであり、異議申立人に関し、本件報告以外に担当助役に報告を行った事実はないとのことであった。

- (2) 口頭で行われたとする本件報告について、異議申立人は、新聞に掲載され市会でも取り上げられた案件に係る助役への報告を、何の資料も用いず、口頭で行うのは極めて不自然であると主張する。

これに対し、実施機関は、陳情により市会でも取り上げられている案件であることから、担当助役も既に概要は把握しており、当該報告の主旨は、異議申立人が直接架電する可能性を伝えることであったため、特段の資料を用いず口頭で行い、時間もごく短時間であったと主張している。

- (3) そこで、異議申立人から市会に提出された陳情書（以下「本件陳情書」という。）及び本件陳情書が審査された平成〇年〇月〇日付け大阪市会文教経済委員会記録を確認したところ、〇〇公園に係る都市計画決定の概要、陳情に至った経過並びに異議申立人の現状及び要望が詳細に記録されていることが認められ、これにより、担当助役が既に概要を把握していたとの実施機関の説明には、相当の合理性があると認められる。また、報告の主旨が、異議申立人からの架電の可能性を伝えることであったとすれば、担当助役が案件の概要を把握していることを前提に口頭で足りると判断したとの実施機関の主張にも、一定の合理性があると認められ、当該報告の性質が前記のようなものである以上、担当助役から指示を受けていないとの主張も、不自然であるとまではいえない。

- (4) また、実施機関の主張するように、〇〇公園に係る都市計画決定

の変更の手續が本件請求時に着手されていなかったことを踏まえれば、本件報告以外に当該都市計画決定に関わって異議申立人に係り担当助役に何らかの報告がなされ、当該保有個人情報記録された公文書が存在するとの根拠はない。さらに、異議申立人の保有個人情報として既に開示されている協議経過についての公文書は、本審議会が見分したところ、異議申立人との協議、交渉の経過が時系列で詳細に記録されており、交渉にあたる担当職員が作成した日々の交渉記録といった類のものであり、その性質上、担当助役に決裁又は報告を要するものとは認められない。

- (5) したがって、異議申立人が、自身の重大な関心事に係る本件保有個人情報の不existenceについて納得できないとする心情は理解できるが、報告の主旨が架電の可能性を伝えることであつたことを考慮すれば、当該保有個人情報不existenceであるとの実施機関の主張を覆すに足る特段の事情も見いだしがたく、よって、本件保有個人情報の不existenceを理由に非開示とした実施機関の本件決定は妥当である。

4 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。